



# 児童福祉司の確保・育成

- 児童虐待は子どもの人権を侵害し、心身の成長と人格の形成に重大な影響を及ぼし決して許されるものではない。児童虐待から子どもを守るためには、未然防止の取組と併せ、発生した虐待事案に迅速かつ的確に対応することが重要であり、そのためには、現場で対応する児童福祉司の確保と資質の向上が必要である。

【提案・要望先】厚生労働省

## 1. 提案・要望内容

### (1) 児童福祉司を育成するための仕組みづくり

- 児童福祉司の育成を確実に進めるための、国主導による法定研修（任用後研修）受講システムの構築

### (2) 児童福祉司を確保するための全国的な周知・啓発活動

- 児童福祉司の仕事に関心を持ち、確保につなげるための全国的な周知・啓発活動の実施

## 2. 提案・要望の理由

### (1) 児童福祉司を育成するための仕組みづくり

- 児童相談所では日々の事案対応に追われ、独自に研修の機会を確保することは困難な状況。
- また、法定研修である任用後研修は演習が中心となっており、県単位では、効果的な実施に必要な受講者数の確保が困難である。
- 児童虐待事案は、転居等により重篤化し危険性が高まることも考えられることから、所管が県域を超えた場合においても迅速・的確に対応するためには、児童福祉司の全国的な資質の向上が重要であり、そのためには、研修センター（西日本こども研修センターあかし、子どもの虹情報研修センター）において、研修を受講できる仕組みが必要。

### (2) 児童福祉司を確保するための全国的な周知・啓発活動

- 全国的に人材が不足する中、学生をはじめとする新たな人材が児童福祉司に関心を持ち、人材の確保につながるよう、CM、広報、大学等関係団体への働きかけなど国主導による大々的なキャンペーンの展開が求められる。

## (本県の取組状況と課題)

### (1) 本県の虐待相談件数と専門職員の配置数の状況

①子ども家庭相談センターにおける虐待相談件数は、過去10年間で**3.0倍**

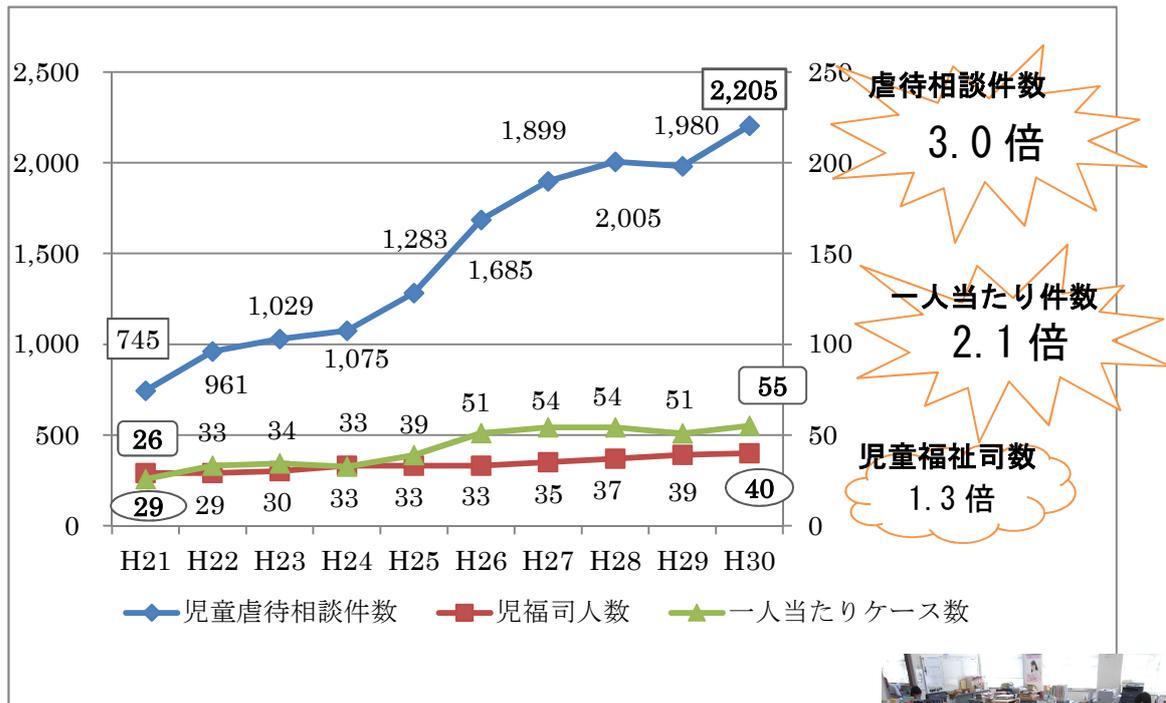
H21年度 745件→H30年度 2,205件

②センターの児童福祉司の配置数は、過去10年間で**1.3倍**

H21年度 29人→H30年度 40人

③児童福祉司1人あたりが抱える虐待相談件数は**2.1倍**(※非行、育成相談等は除く)

H21年度  $745 \div 29 = 26$ 件 → H30年度  $2,205 \div 40 = 55$ 件



現場対応に追われている  
児童相談所の様子(日中)

### (2) 質と人材確保にあたっての課題

○増加、複雑化・困難化する児童虐待事案の現場対応に  
追われ、研修の独自開催と、受講者の確保が困難である。

○全国的に人材が不足する中、報道等による児童相談業務への負のイメージの増大により、各自治体での人材確保が一層困難となっている。

### (3) 国への提案

○虐待対応にあたっては、児童福祉司の全国的な資質の向上が求められることから、国主導により、年間を通して法定研修(任用後研修)が受講できる仕組みが必要。

○児童相談所に対する負のイメージを払拭し、新たな人材の獲得に向けて全国的なPR戦略が必要。

担当：健康医療福祉部子ども・青少年局家庭支援推進室  
虐待対策プロジェクト係 TEL 077-528-3551